

1 池田光行議員

- 1 防犯カメラの設置について
- 2 御崎海岸保全事業について



1 防犯カメラの設置について

平成30年第2回定例会において、志政クラブを代表しまして、一般質問をさせていただきます。

国内において、防犯カメラが年々増加している状況にあります。都市圏では多く集まる、駅・駅周辺や商店街・繁華街、学校・幼稚園・保育所の教育施設、さらには、その通学路や住宅街とより生活に身近な所へ設置されています。この背景には、利用者の安心感、犯罪の抑止、犯罪捜査への貢献する効果への期待があり、実際に特定の条件下で犯罪抑止効果が確認されています。このような防犯カメラの機能への期待に加え、世論の支持、価格の低下といった要因で今後も普及していくことが考えられます。当町においても、コンビニエンスストアや事業所などの民間企業ではすでに設置され、より身近になっています。

過去にたら丸館前の公共トイレの破壊、文化センター備品の破損、連続空き巣、窃盗犯罪、先日発生した不審火、さらには強盗事件なども発生し、今までにないほど平穏な生活が阻害されています。また、先日の強盗事件の犯人検挙にも防犯カメラの映像が利用されたと伺っています。

そこで、岩内町では今後防犯カメラの設置に取り組むべきと考え、次の点について伺います。

- 1、公共施設での設置状況について。
- 2、観光客の集まる、道の駅たら丸館周辺施設への設置について。
- 3、学校、保育所及びその通学路への設置について。
- 4、設置を希望する町内会、商店街などの団体への補助について。

【答 弁】
町 長：

防犯カメラの設置について、4項目のご質問であります。

1項めは、公共施設での設置状況についてであります。

町の公共施設における防犯カメラの設置状況につきましては、一般的に箱物と言われている建築物では防犯カメラの設置はありませんが、平成28年9月に岩内運動公園において、防犯カメラ6台のほか、レコーダー1台などの寄贈を受け、犯罪の抑止効果などを目的として現在作動しているところであります。

2項めは、観光客の集まる、道の駅たら丸館周辺施設への設置についてであります。

道の駅周辺における防犯カメラの設置につきましては、24時間対応のさわやかトイレを中心に、隣接するマリンプークや近隣の商店街とも連動した検討が必要であると考えております。

3項めは、保育所及びその通学路への設置についてであります。

保育所につきましては、3保育所全て、道道や町道に面して配置され、学校と比較して施設が平屋で小規模であり、死角が少ない施設となっていること、また、入口横に職員室があるため、不審者等が保育室まで侵入してしまうことは想定しにくいことから、防犯カメラ設置の検討には、至っていないものであります。

また、保育所の通所については、保護者による送り迎えを基本とし、その手段としても、概ね自家用車であること、さらには、保育所の場合、入所区域が設定されていないことから、特定した道路を対象とした防犯カメラの設置は、考えておりません。

いずれにいたしましても、公共施設の防犯カメラの設置にあたっては、それに伴う財政的負担も小さくないことから、その施設の位置、特性、環境、防犯警備機器の有無などを勘案し、総合的に判断する中で検討を進めてまいります。

4項めは、設置を希望する町内会、商店街などの団体への補助についてであります。

町内会・自治会などの団体における防犯対策につきましては、岩内町防犯街路灯補助規則に基づき、防犯街路灯の設置及び維持管理費を補助する中で対応しているところであります。

しかしながら、犯罪や不審者情報の増加などにより、地域住民の治安に対する不安感が増す傾向にあり、これに合わせ防犯カメラの設置を検討する町内会・自治会も見受けられております。

一方で、防犯カメラの設置にあたっては、町が防犯街路灯と同様な補助率での補助制度を設けたとしても、維持管理費は少額ではありますが、設置や更新費用が多額となり、設置する団体の負担も大きいこと、更には、防犯カメラの利用制限の設定、画像データの管理方法や外部提供の取扱など、プライバシーの保護にも十分な配慮が求められることから、設置する町内会・自治会内での十分な議論も必要となります。

こうしたことから、今後新たに設置する、岩内町町内会・自治会あり方検討会の中でも、防犯カメラ設置事業の補助金交付要綱素案や、設置及び運用のガイドライン案を示しながら、各町内会・自治会とも協議を重ね、制度化に向けた取り組みを進めてまいります。

【答 弁】

教育長：

教育委員会に関する部分について、私からお答えいたします。

3項めの、学校及びその通学路への設置についてであります。

学校における防犯カメラの設置につきましては、不審者の侵入や校舎の窓ガラスへの投石等を抑制する等、児童生徒の安心安全の向上に努めるため、学校長と十分な協議を重ね、必要に応じて、校舎内部の正面玄関付近や校舎正面の外部を監視するカメラの設置を実施しているところではありますが、機械も古く、更新が必要と考えております。

通学路への防犯カメラの設置につきましては、後志管内の町村におきましても、平成29年度で不審者情報が、15件報告されている状況であり、教育委員会といたしましては、通学路に防犯カメラの設置なども必要であると、認識しているところであります。

いずれにいたしましても、学校での不審者対策や、通学路への防犯カメラの設置につきましては、現在、検討委員会を設置し、調査検討を進めている、義務教育学校との関連もあることに加え、財政的な負担も小さくないことから、総合的に判断する中で、関連する担当と協議・検討してまいりたいと考えております。

2 御崎海岸保全事業について

波浪等による越波・侵食対策が必要な岩野橋から西側の野東海岸は、国道229号線の拡幅工事事業の実施に伴い、昨年度より波返し護岸の整備、越波対策工事が進められているところです。御崎海岸は、災害復旧工事として、平成2年度まで行われた、越波対策工事後に流出、沈下した消波ブロックを元の状態へ戻す補充の対策工事が行われてきたところです。

しかし、平成2年の完成当時は越波対策には効果があったと思われませんが、気候、海岸線や潮流も当時と変化している中、地域の住民による評価はあまりよくないです。また、御崎地区の人口減少により家屋も解体され空き地が多く、遮る建物がないためにより遠方まで波しぶきが届いています。さらに、近年の気象の変化に伴い、爆弾低気圧や台風などの暴風によって越波による深刻な被害の発生が考えられます。

その対策として、離岸堤や離岸消波ブロック設置により効果があると思われませんが、今後の、御崎海岸保全工事の考えと進捗状況についてお伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

町は、これまで御崎海岸保全事業として、昭和44年度から平成2年度まで、消波ブロックを設置し、また昭和54年度からは、波返し護岸のかさ上げ及び消波工の追加施工による越波対策を行い、その後、消波ブロックの沈下や玉石等の堆積により越波の頻度が増加傾向に見られたことから、平成28年度に、災害復旧事業により消波ブロックの追加設置を実施したところであります。

こうした中、施設全体では建設開始から65年、改良工事から27年を経過することから、海岸保全施設の機能を保全するため、老朽化調査を通じて健全度を評価するとともに、今後の効率的、効果的な維持管理に資する長寿命化計画を平成29年度に策定したところであります。

その主な内容としては、今後の劣化予測をもとに、かさ上げコンクリート上部の撤去更新、消波工の追加の対策を講じることとしており、今後の定期点検や社会情勢、後背地の状況によっては、対策の時期及び範囲を見直すことも必要と考えております。

いずれにいたしましても、近年の異常気象に起因する暴風・波浪等による越波から、地域住民の生命財産を守り、安心して暮らせる町づくりのためには海岸保全事業は大変重要であると考えており、海岸管理者として、現状の把握に努めながら、海岸保全施設の機能が十分に確保されるよう取り組んでまいります。